

令和3年 第10回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和3年10月22日(金) 13時25分～14時55分
場 所	阪南市役所全員協議会室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 森 口 賢 二          委 員 八 田 三 紀          委 員 鎌 田 麻 美 子          委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          生涯学習部理事 神 藤 直 樹          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢          学校教育課長 丹 野 恒          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          中央公民館長 伊 藤 典 明          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          教育総務課参事 吉 見 勝 吾          生涯学習推進室参事 中 出 篤          学校教育課長代理 花 元 英 夫</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和3年第10回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和3年第9回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第9回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆議決事項第1号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定による阪南市教育委員会の附属機関として設置している「阪南市いじめ問題対策連絡協議会」の委員を、2年間の任期満了に伴い、新たに委嘱する。阪南市こども家庭課職員が、前任の課長代理から課長に変更となる以外は、全て再任となる。任期は令和3年9月18日から令和5年9月17日である。

(教育長)

本協議会が発足して2年経ったということである。年に何回開催しているのか。

(学校教育課長代理)

通常であれば年に3回開催することとしている。ただ、一昨年度と昨年度の3月は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて開催を断念した。今年度は3回実施する見込みである。

(教育長)

非常に内容の濃い素晴らしい会議であり、今後も充実させていってほしい。協議する内容についてはどうやって決めているのか。

(学校教育課長代理)

年度当初には各校のいじめ防止基本方針といじめアンケートや、学校の取組が適切に行われたかということを確認することとしている。その他、もっと議論を深めるべきという意見の出た案件や、生じたいじめ問題、報道等により世間で注目されている案件等があれば市としての対応をどうするかなど、その時々が必要に応じて協議している。

(教育長)

規則論を議論していただくのはもちろん重要だが、メンバーの変更があまりないので、今後は次のステップに進んで、具体的な事例に基づいて教訓としなければならないことや、教員に集中的に指導する必要があることについても議論していただくべきだ。現場ではその必要が生じているように思う。

(学校教育課長代理)

ご意見いただいたことは、協議会の議題選定に反映させ、さらには協議していただいたことを学校現場に伝えていきたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年9月1日から9月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した5件について、報告する。

1件目は、阪南市新聞販売協議会が主催する「第6回阪南市『すべての教室へ新聞を』運動促進に向けた川柳・作文募集」である。阪南市立小学校の4～6年生の児童から「新聞」をテーマとした川柳を、阪南市立中学校の生徒から「新聞とわたし」をテーマとした作文を募集し、令和3年11月上旬に阪南市役所で受賞作品の表彰式が行われ、併せて各新聞紙上で発表される。

2件目は、特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱ主催「子ども体験教室海藻おしばをつくろう！」である。令和3年10月24日、せんなん里海公園で年長児以上の子どもと保護者を対象に、浜辺に打ち上げられた海藻を素材にしておしばをつくる講習会が開かれる。

3件目は、特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱ主催「知ろう！学ぼう！プレーパーク ～プレーリーダー養成講座～」である。令和3年11月7日から令和

4年3月26日まで、高校生以上を対象に、子どもの冒険あそび場づくりに関わるプレーリーダーを養成することを目的に、阪南市立文化センターと箱作公園で全4回の講座が開催される。

4件目は、特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱ主催「冒険あそび場プレーパークであそぼう！」である。令和4年3月26日、箱作公園で子どもと大人を対象に、自然の中で木や土などの素材と道具を使って自分の責任で自由に遊ぶ体験をする。

5件目は、公益社団法人泉南青年会議所主催「笑顔を灯すキャンドルフェス ～未来への架け橋～」である。地域の笑顔と元気を取り戻し、未来への活力につなげることを目的に、事前に阪南市・泉南市・岬町の小中学校の子どもたちが色付けしたり未来へのメッセージを書いたりしたペットボトルを、令和3年11月27日夜、みさき公園駅前に並べ、LEDキャンドルを点灯するという事業である。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「阪南市修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

前回の本会議でその制定を報告した要綱の一部改正を行ったので、報告する。修学旅行の中止だけではなく、中止、延期、実施方法の変更その他市長が認める場合についても補助金を交付できるように改正した。施行期日は、決裁の日である令和3年9月27日である。

(教育長)

実施方法の変更でも対象となるとのことだが、理由は新型コロナウイルス感染症に限定されるのか。

(教育総務課長)

要綱第1条で「新型コロナウイルス感染症の影響により」と規定されている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「施設使用料に係る減免基準の統一化について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「施設使用料に係る減免基準の統一化について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本件は、行財政構造改革プラン改訂版「取組2-4 受益者負担の明確化・公平性の確保」の取組項目「施設使用料の減免の見直し」における統一的基準であり、総務部行財政構造改革推進室が見直しを進めてきたものだが、9月27日に成案化したため、報告する。

「受益者負担の明確化・公平性の確保」のため、本市の施設使用料の減免制度の基準を統一化することを目的とし、施設を利用する人と利用しない人の公平性の確保はもとより、施設を利用する人の中での不公平感を解消する観点から、あくまでも「受益者負担の原則」の例外としての減免が適用できるケースを大幅に削減した。また、減免額の「見える化」を図るため、減免率を100%と50%の2種類とした。減免基準を統一化する施設は、使用料を算定している施設のうち、主に貸室として使用に供する施設と体育施設としており、そのほとんどが教育委員会の所管する施設である。今回の見直しに伴う改正後の減免率の適用開始時期は、市全体の方針で令和4年度中としており、教育委員会では各種団体に対する十分な周知期間を確保することが必要と考え、令和4年度末である令和5年3月からの適用を予定している。

なお、今回の見直しに伴う各種団体の混乱を抑制するため、丁寧な説明に努めることとし、今月から来月にかけて、社会教育委員会議を始めとする各審議会にて減免の見直しを含めた「行財政構造改革プラン改訂版」の取組を説明し、12月以降は、指定管理者と事務的な対応に係る協議を行うとともに、各種団体に対して見直しの詳細について説明することとしている。各審議会や各種団体への説明責任を果たすことで、減免制度を見直すことの必要性和意義を、一人でも多くの方に理解してもらえよう、生涯学習推進室と中央公民館で取り組んでいく。また、各種団体を構成するクラブ等から説明を求められた場合についても、可能な限り対応していきたいと考えている。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

この減免基準の統一化により、受益者負担率がどの程度上昇するか、試算しているのか。

(生涯学習推進室長)

市全体での効果額を830万円程度と見込んでおり、受益者負担率の大幅な上昇はないものとする。

(教育長職務代理者)

資料3の新旧対照表で、例えば和泉学園など、改正前は具体的に対象団体の名称が記載されているのに改正後はないものがあるが、これは「国・府及びその附属機関」に含まれると考えてよいのか。また、団体名の記載が減っているように思うが、記載されていない団体の、自らが該当するののかという不安を払拭するためにも、具体的に名称を記載する方が良いのではないか。それは、逆に追加された「市内の認可私立保育所・幼稚園・こども園」等にも言える。さらに、改正前は減免率100%だった団体が減免率50%になる場合、令和5年3月に施設を使用する予定であれば、今年度中から令和4年度予算確保に向けて動き出さなければならないが、団体にとって準備期間が十分にあるとは言い難いのではないか。できるだけ早く説明する必要がある。

(生涯学習推進室長)

ご指摘の団体名称の表記に関しては、行財政構造改革推進室において改めて精査し、修正することである。また、各団体への説明については、施設を所管する教育委員会事務局からはもちろん、各団体に関係する課からもそれぞれ説明し、団体の活動に支障をきたさないように対応する予定である。

(教育長職務代理者)

近隣市町の教育委員会が毎夏持ち回りで研修会を開催しているが、来年の夏であれば従来の減免率ということか。

(生涯学習推進室長)

令和5年3月の使用分から新しい減免基準を適用することとしているため、令和4年の夏であれば従来どおりである。

(教育長)

委員のご指摘にもあったように、令和5年3月に施設を使用する予定があり、減免率が下がる団体には令和4年度の予算を確保してもらう必要があるため、早急に連絡しなければならない。市民や市内団体はもちろんのこと、特に地区内で複数自治体にまたがって構成される団体には、漏れのないよう対処されたい。また、団体名称の表記の揺らぎについての説明があったが、「規定内容」欄で団体種別の後に「等」があったりなかったりする点も、担当課に確認しておいてほしい。加えて、改正後は同じ団体であっても、総会や役員会の会議では減免率50%だが、スポーツ・レクリエーション活動では0%など、活動内容によって減免率が変わるというのが今回の大きな変更点だが、「会議等」、「活動等」と表記に「等」が入っており、一般の例会はどちらに該当するのか、一人で行う活動はレクリエーション活動なのかなど、この表だけではその都度誰かの判断が必要となる。それを避けるためにも、事前に具体的な運用方法を決めておかなければ、使用する施設によって減免率が異なるなど、トラブルになる可能性もある。まだ最終的な修正が可能なのであれば、それらを明らかにする必要がある。行財政構造改革推進室としっかり協議されたい。

(生涯学習推進室長)

ご指摘どおり、行財政構造改革推進室と調整する所存である。

(教育長)

施設間で運用の差異が生じないように、取り計らわれたい。

(鎌田委員)

確認だが、社会体育施設の使用について、スポーツ少年団の各団の普段の練習の減免率が50%から0%に、こども会・PTA・自治会・老人会等の1団体の活動が50%から0%に、公民館のクラブ活動が50%から0%にと、それぞれ減免が全くなくなるということか。

(生涯学習推進室長)

お見込みのとおりである。一方、学校開放で屋内運動場を利用させていただいている場合は、元々無料で開放しているため、減免という概念がなく、今後も引き続き無料で使用していただくことができる。

(鎌田委員)

先ほど他の委員のご意見にもあったように、令和5年3月の使用から適用するというのであれば、各団体が前年度中に新年度の予算を確保できるよう、早急に説明して理解していただくことが必要だ。スポーツ少年団に属する子どもたちは、保護者から会費を集めて会場を借り、日々の練習をしている。また学校開放は希望の日時の確保が難しいと聞く。そういった事情を理解していただきたいと思う。

(生涯学習推進室長)

見直しの時期は、市の総意として令和4年度中の開始が決定し、できるだけ周知期間を確保しようということで、令和5年3月からとなった。当室では各団体の活動に支障をきたさないよう、各審議会や団体に向けて丁寧な説明と迅速な対応に努めたいと考えている。

(八田委員)

確認だが、それは住民センターについても同様か。

(生涯学習推進室長)

お見込みのとおりである。

(八田委員)

先日ある方から、これまで無料で使用していた住民センターが有料となって使えなくなるのでどうすればいいのかという相談を受けたのだが、この件だったのかと合点した。借りさせないための見直しではないのだから、使用している方に理解していただき、引き続き借りてもらえるような方策を考えられたい。

(生涯学習推進室長)

施設の減免の見直しについては、最終的にこのような形になったので、今後各協議会や団体に説明する際には、委員の皆様からのご意見を踏まえて丁寧に説明していきたいと考える。

(辻委員)

この見直しにより、使用率の低下が懸念されるが、それも踏まえてのことか。

(生涯学習推進室長)

市の総意として、決定したものである。

(教育長職務代理者)

市の財政状況が大変厳しいのは理解しているが、教育委員としては生涯学習の意欲を削ぐような取組には賛同しかねる。旧尾崎中学校の校舎を活用できるようにするなど、他の施設を有効活用して無料の使用に供することはできないか。また、住民センターの管理は市からの委託を受けて地元の自治会が行っているはずだが、それでも使用料を徴収する必要はあるのか、地元住民の使用ならば無料でよいのではないか。そうして地域の活動を活性化してほしい。

(生涯学習部長)

市内に43か所ある住民センターの運営には、光熱水費や委託料、修繕料など年間2,000万円余りの経費が必要であり、うち一部を使用料で賄っているが、受益者負担の公平性という観点から今回減免基準を見直すものである。また、見直しにより何が良くなるのかという説明も必要だとのこと指摘があったが、教育委員会事務局としては、見直しによる効果額を活用して施設の修繕等、サービスの充実を図っていきたいと考えている。

(八田委員)

住民センターは、高齢者が日々集う場となっており、居場所の確保、認知症予防、生涯学習の場としても有益なものである。我々は普段子どもの居場所ということを考えているが、生涯にわたってそういった場所は必要であり、市が奪うことになってはいけない。どうか配慮していただきたい。

(鎌田委員)

公民館の登録クラブの数がどんどん減ってきていると聞く。登録すればクラブ協議会の運営に携わらなければならないなど大変な面もあるが、使用料の減免というメリットもあるので頑張っているとおっしゃる高齢者の方も多し。減免の見直しにより登録団体がなくなってしまうのは、公民館の意義も失せてしまう。今後も各団体の活動が継続できるよう、温かい視点で対応していただきたい。

(生涯学習推進室長)

委員にご指摘いただいたことを踏まえてまずは丁寧な説明を心がけ、ご理解いただけるよう努めたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。各課の報告を求める。

<教育総務課>

10月22日 第1回総合教育会議

<学校教育課>

10月 2日 市制施行30周年記念事業  
シンポジウム「子どもの権利とまちづくり」  
10月18日～ J E T - A L T 学校勤務[開始]  
10月23日 尾崎幼稚園・まい幼稚園 運動会  
10月29日 鳥取中学校 体育祭  
11月20日 幼稚園フェスティバル

<生涯学習推進室>

10月16日 まちの歴史発見講座

<公民館>

10月23日 [尾崎公民館] 減免基準の統一化についての説明会  
10月30日～ [尾崎公民館] 女性のステップアップ講座(全4回)  
10月31日 [東鳥取公民館] 減免基準の統一化についての説明会  
11月 7日 [東鳥取公民館] 阪南市の歴史街道を学ぼう

<図書館>

10月 2日 市制施行30周年記念行事  
「絵の本ひろば」、特集展示「子どもの権利を守ろう」[開始]  
10月 9日 市民説明会「図書館の指定管理について」  
10月21日 第2回図書館協議会

※いずれも10月22日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(教育長職務代理者)

小中学校の修学旅行は実施できたのか。また、運動会や体育祭において新型コロナウイルスを理由として欠席した子どもはいたか。さらに、最近新型コロナウイルス感染症拡大が原因で不登校の子どもが増えたという報道がなされていたが、阪南市における状況は。最後に、10月2日のシンポジウムの資料、「みなさんは私たちを『未来』と呼びます。けれども、私たちは『いま』でもあるのです。」という言葉に強い感銘を受けたことをお伝えしたい。

(学校教育課長)

修学旅行は、小学校2校、中学校2校が既に実施した。全ての学校ではないが、感染への不安から欠席した子どもが数名いたこと、また、旅行先で発熱した子どもがいたが保護者に迎えに来てもらったということは報告を受けている。いずれも大きな事故なく終えることができた。なお、行き先については、小学校8校中7校が広島方面、1校が三重方面、中学校4校中3校が大阪府内、1校が滋賀方面で、全て1泊2日の日程である。

次に、新型コロナウイルスを理由として運動会や体育祭を欠席したかということについては、運動会・体育祭だからということではなく、普段からそういった理由で登校しない子どもは数名いるという状況である。

また不登校については、本市では平成24年以降不登校の児童生徒が少しずつ増えており、増加と感染症拡大とに明確な関連性があるとは断言できないが、令和2年度は前年度に比べて不登校の児童生徒が6人増加した。この1年半ほどはコロナ禍で外出もままならず、子どもたち同士で外で発散することができないため、徐々にストレスが溜まっていたり、昼夜逆転生活となってゲームやSNSにのめり込んでいたりすることが、不登校につながっていると感じることもある。そのため、一人ひとりの子どもたちに寄り添いながら、教職員からの声掛けや専門家のアドバイスを取り入れるなど、継続した取組を行っていきたいと考える。

最後に、先日のシンポジウムでは、ご講演くださった先生も、子どもは未来を担う立場であるだけでなく、現時点でも市民であり、尊重すべきであると強くおっしゃっていたのが印象的だった。

(八田委員)

幼稚園フェスティバルの来場者だが、園児の家族何人までといった規制があるのか。できるだけたくさんの家族の方に観ていただきたいが。

(学校教育課長)

園児家族の観覧者数に制限を設けるとは聞いていない。

(教育長)

コロナ禍で全国的に不登校の子どもが増えていると最近報道されている。阪南市の中学校では近年不登校の生徒が増えているため、私自身危機感を持っており、数日前開催された泉南地区都市教育長協議会においてそのことを問題提起した。するとその場ですぐ某市の教育長が、電話で自らの市の状況を確認したのだが、その市は増加しておらず、同様の市はいくつかあった。本市では、鳥取中学校については統合の直前に感染症拡大による臨時休業が始まり、統合後もその状態がしばらく続いたため危惧していたのだが、案の定、不登校の生徒が増えた。これは臨時休業と統合が重なったためと思われる。コロナ禍だから不登校が増えても仕方がないという考え方そのものが危ういもので、もっとコロナ以外の要因も分析する必要があることを痛感した協議会だった。

また、教育長職務代理者や担当課長も言っていたように、子どもたちは「いま」でもある、という言葉には私も認識を改めさせられた。従来は「子どもたちは未来の市民だ」と言っていたのだが、子どもは既に市民なのだから、あらゆる場面で市

民として尊重しなければならないということだ。「子どもが、自分の暮らす『まち』の形成と発展に参加する。」「子どもが、関係するすべての人々とのパートナーシップを築く。」というように、まちづくりのキーワードの主語「すべての人」は、全部「子ども」に置き換えられる。このことで私の教育観は大転換した。今では「教育」という言葉そのものが不遜であるとさえ思う。教えてやる、というのではなく、子どもが持つ「育つ力」を育むこと、つまり「教」よりも「育」がより重要だと考えるようになってきた。そういった点でも、子どもの権利条例制定について勉強することが、大変意義のあるものとなっている。

(教育長職務代理者)

不登校から始まって、社会との接点を持たず引きこもり状態のまま成人する人が、残念ながら一定数いる。それを避けるためにも、児童・生徒であるうちに少しでもつながりを持ち続けることが重要であると考えている。どうか引き続きご尽力をお願いしたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他案件②「市民説明会『図書館の指定管理について』」(図書館)

(教育長)

その他案件②、「市民説明会『図書館の指定管理について』」図書館の説明を求める。

(図書館長)

10月9日、阪南市立防災コミュニティセンターで開催した図書館の指定管理の市民説明会について、口頭で報告する。

当日は24名の方にご参加いただいた。冒頭で私から、阪南市の図書館の今後のあり方、指定管理者制度導入についての考え方、図書館だけでなく文化センターと一体として事業者を募集し、指定管理者による管理・運営を行なおうとしていることについて説明した。また、既に指定管理制度を導入している地区公民館との連携に加えて、生涯学習推進室内に図書館担当職員である司書、文化センター担当職員、及び中央公民館職員を配属し、行政側の役割として、指定管理者や市民とともに本市の生涯学習を一体的に推進していくための「生涯学習センター的機能」を構築すること等について、説明を行った。

参加者の皆様からは、現在行っている図書館ボランティアの活動の継続や指定管理者との連携について、市は責任を持って支援してほしいということ、図書館は人と資料が大事なので、指定管理者の選定にあたっては、ノウハウをもつ事業者を選定し、司書の配置や運営についても、市はしっかり監督すべきであり、そのためには市においても生涯学習に係る人材育成に努めてほしいということ等、ご意見をい

ただいた。また、文化センターと図書館の一体運営のメリットについてのご質問に対しては、指定管理者を一体とすることで、開館時間の調整や、エントランス等の共有部分の運用の自由度が向上し、効果的・効率的な運営が期待できること等を説明した。さらに、指定管理者制度導入により図書館がどんなふうになるのか楽しみである、子育て世代の来館を促すサービスや中高生のための自習スペースの工夫等を期待するといったご意見もいただいた。

なお、昨日10月21日に開催した図書館協議会では、指定管理者制度を導入するのであれば、サービスが低下することがないようにしっかりと事業者を選定してほしい、行政は指定管理者を指導・助言・支援できる人材をきちんと配置し続けてほしい、といったご意見をいただいた。詳細は次回の本会議で報告する。

多くの皆様からいただいたご意見等は、令和5年4月からの文化センターと一体としての図書館への指定管理者制度の導入に向けて、今後参考にしたいと考える。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(八田委員)

私も市民説明会を見学した。指定管理とは何か、といった質問が出るような市民の方に大勢来ていただけたら、と思っていたのだが、参加されたのは図書館に関心があり、ご自分の意見をしっかりお持ちの方ばかりだった。大半の市民にとっては興味がないことなのか、説明会の周知が足りなかったのかはわからないが、もっと幅広い層から意見を聴いていただきたいと思う。図書館の仕事は簡単にレベルを落とすことができちゃう、頑張れば頑張るほど仕事量が増える、という特殊なものだ。あまり人件費を下げすぎるとモチベーションも保てなくなってしまうので、財政難であることは十分承知しているが、良い事業者に応募してもらえるよう、必要な予算はしっかりと確保していただきたい。また、ボランティアの方と引き続き協働できるような指定管理の方法を考えて、説明していただきたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(辻委員)

紀の川に架かる水道橋が破損して落下し、断水となったために、本市の中学校給食を中止せざるを得なかったが、その後どうなったのか。

(学校給食センター所長)

本市の中学校給食調理等業務の受託者が和歌山市北部に所在するため、10月3

日曜日午後に発生した和歌山市六十谷水道橋の破損に伴う断水により、中学校給食の提供に影響があった。断水開始翌日の4日月曜日はメニューを一部変更して実施することができたが、5日火曜日からは提供できなくなった。和歌山市が10月6日から3日間工事を行い、9日土曜日から復旧したが、数日間は水道水に濁りが出ることで、翌週の月曜日までは各家庭に弁当の持参をお願いし、10月12日火曜日からようやく中学校給食を再開できた。その後は特に問題なく提供している。

(教育長職務代理者)

毎月学校だよりや園だより、学校図書館だよりが本会議資料とともに届くので読んでいるのだが、学校園の様子や校長の考え方がよくわかり、重要性を痛感する。それは保護者にとっても同じだと思うので、発行するのは大変だろうが、是非継続してほしいと思う。

(教育長)

次回の令和3年第11回定例教育委員会は、令和3年11月19日金曜日午後2時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第10回定例教育委員会を閉会する。

以上

この会議録は、書記、中山直子が作成したものであるが、事実と相違がないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

委 員